

神戸市暮らし支援臨時特別給付金支給事務実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 重点支援給付金（第5条－第12条）
- 第3章 物価高騰非課税世帯支援給付金（第13条－第20条）
- 第4章 物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金（第21条－第28条）
- 第5章 物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金（第29条－第36条）
- 第6章 物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金（第37－第44条）
- 第7章 雑則（第52－第53条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、特に負担感が大きい低所得世帯の負担軽減を図るために実施する、神戸市暮らし支援臨時特別給付金支給事業（以下、「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 神戸市暮らし支援臨時特別給付金（以下、「暮らし支援臨時特別給付金」という。）は、前条の目的を達するために、神戸市によって贈与される給付金をいう。

（返還）

第3条 神戸市長は、偽りその他不正の手段により暮らし支援臨時特別給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った暮らし支援臨時特別給付金の返還を求める。

2 前項の返還を求められた者は、誠実かつすみやかに返還しなければならない。

第3条の2 神戸市長は、前条の規定にかかわらず、暮らし支援臨時特別給付金を支給した者より、支給要件を満たしていないことが判明したことを理由に返還の申出があった場合、返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第4条 暮らし支援臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第2章 重点支援給付金

（重点支援給付金の支給額）

第5条 神戸市暮らし支援臨時特別給付金のうち次条の規定により支給対象者に対して支

給する暮らし支援臨時特別給付金（以下「重点支援給付金」という。）の金額は、1世帯あたり30千円とする。

（重点支援給付金の支給対象者）

第6条 重点支援給付金の支給対象者（以下「支給対象者1」という。）は、令和5年6月1日（以下「基準日1」という。）において、神戸市の住民基本台帳に記録されている者（基準日1以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日1において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日1の翌日以後初めて神戸市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次項に規定する対象世帯の世帯主とする。

なお、基準日1時点で神戸市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に登録されている者で、当該自治体の同給付金基準日までに転出をし、令和5年6月2日以降に神戸市の住民基本台帳に記録された者であって、次項に規定する対象世帯の世帯主も支給対象者（以下、「支給対象者1-2」という。）とする。

- 2 対象世帯は、基準日1（支給対象者1-2においては、神戸市の住民基本台帳に登録された日）における世帯のうち、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を全額免除された者である世帯とする。
- 3 前項までの規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

（重点支援給付金の申請・受給権者）

第7条 重点支援給付金の申請・受給権者は、第6条で支給対象者1もしくは支給対象者1-2として規定する世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日1以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記1および2のとおりとする。

（重点支援給付金の申請の方式）

第8条 重点支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書（以下「確認書1」という。）の提出又は申請書（以下「申請書1」という。）による申請により行う。確認書1及び申請書1等の様式については福祉局長が別で定める。

- 2 確認書1の提出及び申請書1による申請は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより

行う。なお、第2号に掲げる申請方式は、申請・受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

- 一 郵送申請方式 申請・受給権者が確認書1又は申請書1を郵送により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- 二 現金受領方式 申請・受給権者が確認書1又は申請書1を郵送により神戸市に提出し、神戸市が現金を交付することにより支給する方式
- 三 その他神戸市長が認める方式

3 申請書1によって重点支援給付金の申請をする場合、申請・受給権者は、公的身分証明書の写し等を提出することにより、申請・受給権者本人による申請であることを証する。

第8条の2 神戸市は、前条の規定にかかわらず、神戸市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のうち令和4年度の市町村民税均等割が非課税である世帯として支給した世帯であって、令和4年10月1日から基準日1までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、第6条各号に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯として神戸市長が認めるものに対し、重点支援給付金の支給の申込みを行う。

2 前項による支給対象者1は、支給の申込みを受けた際、支給案内書による受給の拒否または登録口座の変更を申し出ることができる。支給案内書の様式については福祉局長が別で定める。

3 神戸市長は、支給案内書に記載した期限までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者1に対し、重点支援給付金を支給する。

(重点支援給付金を代理受給できる者の範囲)

第9条 申請・受給権者に代わり、前条の規定による確認書1の提出又は支給の申請により代理受給を行うことのできる者(以下、「代理人1」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 基準日1時点での申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者
- 二 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- 三 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で神戸市長が特に認める者

2 代理人1が重点支援給付金の確認書1または申請書1の提出をする場合、神戸市は、申請・受給権者本人の確認書類に加え、代理人1が当該代理人1本人であることを確認するために公的身分証明書の写し等の提出を求めることとする。

3 神戸市は、代理人1が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により代理権を確認する。また、同項第2号及び第3号の者にあつては、必要に応じて、代理人1に対し、申請・受給権者と当該代理人1の関係を示す書類の提出を求め、それに基づいて代理権を確認するものとする。市長は、当該代理人1の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

(重点支援給付金の申請期限)

第10条 重点支援給付金の申請受付開始日は、令和5年6月28日(支給対象者1-2においては令和6年1月30日)とする。

2 市民税非課税世帯への支給のうち、確認書1及び申請書1の提出期限は令和5年9月29日(支給対象者1-2においては令和6年2月9日)とする。

3 第2項の提出期限を経過した確認書1・申請書1の扱いについては、福祉局長が別に決定するものとする。

(重点支援給付金の支給の決定)

第11条 神戸市長は、第8条の規定により確認書1又は申請書1を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者1に対し重点支援給付金を支給する。

(重点支援給付金の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 申請・受給権者(第9条の受給にかかる代理人1含む)から第10条第2項の確認書1等の申請期限までに第8条の規定による確認書1の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者1が重点支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 次の各号に定める場合は、令和5年10月31日(支給対象者1-2においては令和6年2月29日)をもって当該申請が取り下げられたものとみなす。

一 本市が第8条により提出または申請された確認書1等の受け付けを行った後、誤記入や記入漏れ、添付書類の不備等、申請・受給権者(第9条の受給にかかる代理人1含む)の責に帰すべき事由により各種要件の充足が確認できず、本市が申請・受給権者に連絡・確認に努めた上でなお令和5年10月31日(支給対象者1-2においては令和6年2月29日)までに補正等が行われず、支給決定に至らなかった場合

二 本市が第11条の支給の決定を行った後、確認書1等の不備による振込み不能等、申請・受給権者(第9条の受給にかかる代理人1含む)の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、本市が確認等に努めた上でなお令和5年10月31日(支給対象者1-2においては令和6年2月29日)までに補正等が行われず、支給できなかった場合

第3章 物価高騰非課税世帯支援給付金

(物価高騰非課税世帯支援給付金の支給額)

第13条 次条の規定により支給対象者に対して支給する暮らし支援臨時特別給付金(以下「物価高騰非課税世帯支援給付金」という。)の金額は、1世帯あたり70千円とする。

(物価高騰非課税世帯支援給付金の支給対象者)

第14条 物価高騰非課税世帯支援給付金の支給対象者(以下「支給対象者2」という。)は、令和5年12月1日(以下「基準日2」という。)において、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳に記録されている者(基準日2以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日2におい

て、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日2の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。) であって、次項に規定する対象世帯の世帯主とする。

- 2 対象世帯は、基準日2における世帯のうち、同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和5年度分の市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を全額免除された者である世帯とする。
- 3 前項までの規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(物価高騰非課税世帯支援給付金の申請・受給権者)

第15条 物価高騰非課税世帯支援給付金の申請・受給権者は、第14条で支給対象者2として規定する世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日2以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記1および2のとおりとする。

(物価高騰非課税世帯支援給付金の申請の方式)

第16条 物価高騰非課税世帯支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書(以下「確認書2」という。)の提出又は申請書(以下「申請書2」という。)による申請により行う。確認書2及び申請書2等の様式については福祉局長が別で定める。

- 2 確認書2の提出及び申請書2による申請は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお、第2号に掲げる申請方式は、申請・受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

一 郵送申請方式 申請・受給権者が確認書2又は申請書2を郵送により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 現金受領方式 申請・受給権者が確認書2又は申請書2を郵送により神戸市に提出し、神戸市が現金を交付することにより支給する方式

三 電子申請方式 申請・受給権者が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。)により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

四 その他神戸市長が認める方式

- 3 申請書2によって物価高騰非課税世帯支援給付金の申請をする場合、申請・受給権者は、公的身分証明書の写し等を提出することにより、申請・受給権者本人による申請であることを証する。

第 16 条の 2 神戸市は、前条の規定にかかわらず、重点支援給付金を支給した世帯であつて、令和 5 年 6 月 2 日から基準日 2 までに当該世帯に転入した者がいない世帯等、第 14 条各号に掲げる支給要件を満たすことを確認できる世帯として神戸市長が認めるものに対しては、物価高騰非課税世帯支援給付金の支給申請があつたものとみなし、給付の手続きを行う。

- 2 神戸市長は、前項の手続き中に支給対象者 2 が拒否の意思を示さないことをもって速やかに支給を決定し、物価高騰非課税世帯支援給付金を支給する。
- 3 支給対象者 2 より拒否の意思が示された際は、辞退届により意思確認を行う。辞退届の様式については福祉局長が別で定める。

(物価高騰非課税世帯支援給付金を代理受給できる者の範囲)

第 17 条 申請・受給権者に代わり、前条の規定による確認書 2 の提出又は支給の申請により代理受給を行うことのできる者（以下、「代理人 2」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 基準日 2 時点での申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - 二 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - 三 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で神戸市長が特に認める者
- 2 代理人 2 が物価高騰非課税世帯支援給付金の確認書 2 または申請書 2 の提出をする場合、神戸市は、申請・受給権者本人の確認書類に加え、代理人 2 が当該代理人 2 本人であることを確認するために公的身分証明書の写し等の提出を求めることとする。
- 3 神戸市は、代理人 2 が第 1 項第 1 号の者にあつては、住民基本台帳により代理権を確認する。また、同項第 2 号及び第 3 号の者にあつては、必要に応じて、代理人 2 に対し、申請・受給権者と当該代理人 2 の関係を示す書類の提出を求め、それに基づいて代理権を確認するものとする。市長は、当該代理人 2 の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

(物価高騰非課税世帯支援給付金の申請期限)

第 18 条 物価高騰非課税世帯支援給付金の申請受付開始日は、令和 6 年 1 月 9 日とする。

- 2 市民税非課税世帯への支給のうち、確認書 2 及び申請書 2 の提出期限は令和 6 年 4 月 19 日とする。
- 3 第 2 項の提出期限を経過した確認書 2 ・申請書 2 の扱いについては、福祉局長が別に決定するものとする。

(物価高騰非課税世帯支援給付金の支給の決定)

第 19 条 神戸市長は、第 16 条の規定により確認書 2 又は申請書 2 を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者 2 に対し物価高騰非課税世帯支援給

付金を支給する。

(物価高騰非課税世帯支援給付金の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 20 条 申請・受給権者（第 17 条の受給にかかる代理人 2 含む）から第 16 条第 2 項の確認書等の申請期限までに第 16 条の規定による確認書 2 の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者 2 が物価高騰非課税世帯支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 次の各号に定める場合は、令和 6 年 5 月 17 日をもって当該申請が取り下げられたものとみなす。

一 本市が第 16 条により提出または申請された確認書 2 等の受け付けを行った後、誤記入や記入漏れ、添付書類の不備等、申請・受給権者（第 17 条の受給にかかる代理人 2 含む）の責に帰すべき事由により各種要件の充足が確認できず、本市が申請・受給権者に連絡・確認に努めた上でなお令和 6 年 5 月 17 日までに補正等が行われず、支給決定に至らなかった場合

二 本市が第 19 条の支給の決定を行った後、確認書 2 等の不備による振込み不能等、申請・受給権者（第 17 条の受給にかかる代理人 2 含む）の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、本市が確認等に努めた上でなお令和 6 年 5 月 17 日までに補正等が行われず、支給できなかった場合

第 4 章 物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金

(物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の支給額)

第 21 条 次条の規定により支給対象者に対して支給する暮らし支援臨時特別給付金（以下「物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金」という。）の金額は、1 世帯あたり 100 千円とする。

2 前項にかかわらず、「物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金」の対象となる世帯に「重点支援給付金」を受給した世帯主が含まれる場合の金額は、1 世帯あたり 70 千円とする。

(物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の支給対象者)

第 22 条 物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の支給対象者（以下「支給対象者 3」という。）は、基準日 2 において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日 2 以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日 2 において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日 2 の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次項に規定する対象世帯の世帯主とする。

2 対象世帯は、基準日 2 における世帯のうち、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 5 年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の「均等割のみが課されている者」又は「均等割のみが課されている者および均等割りが課されていない者」で構成される世帯とする。なお、市町村

の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割または所得割を全額免除された者である世帯も対象とする。

- 3 前項までの規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税所得割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の申請・受給権者)

第 23 条 物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の申請・受給権者は、第 22 条で支給対象者 3 として規定する世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日 2 以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記 1 および 2 のとおりとする。

(物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の申請の方式)

第 24 条 物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書（以下「確認書 3」という。）の提出又は申請書（以下「申請書 3」という。）による申請により行う。確認書 3 及び申請書 3 等の様式については福祉局長が別で定める。

- 2 確認書 3 の提出及び申請書 3 による申請は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお、第 2 号に掲げる申請方式は、申請・受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号による支給が困難な場合に限り行う。

- 一 郵送申請方式 申請・受給権者が確認書 3 又は申請書 3 を郵送により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- 二 現金受領方式 申請・受給権者が確認書 3 又は申請書 3 を郵送により神戸市に提出し、神戸市が現金を交付することにより支給する方式

- 三 電子申請方式 申請・受給権者が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によつては認識できない方式で作られた記録をいう。）により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

- 四 その他神戸市長が定める方式

- 3 申請書 3 によって物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の申請をする場合、申請・受給権者は、公的身分証明書の写し等を提出することにより、申請・受給権者本人による申請であることを証する。

(物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金を代理受給できる者の範囲)

第 25 条 申請・受給権者に代わり、前条の規定による確認書 3 の提出又は支給の申請により代理受給を行うことのできる者（以下、「代理人 3」という。）は、次の各号に掲げる

者とする。

- 一 基準日 2 時点での申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - 二 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - 三 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で神戸市長が特に認める者
- 2 代理人 3 が物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の確認書 3 または申請書 3 の提出をする場合、神戸市は、申請・受給権者本人の確認書類に加え、代理人 3 が当該代理人 3 本人であることを確認するために公的身分証明書の写し等の提出を求めることとする。
- 3 神戸市は、代理人 3 が第 1 項第 1 号の者にあつては、住民基本台帳により代理権を確認する。また、同項第 2 号及び第 3 号の者にあつては、必要に応じて、代理人 3 に対し、申請・受給権者と当該代理人 3 の関係を示す書類の提出を求め、それに基づいて代理権を確認するものとする。市長は、当該代理人 3 の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

（物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の申請期限）

第 26 条 物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の申請受付開始日は、令和 6 年 3 月 11 日とする。

- 2 市民税均等割のみ課税世帯への支給のうち、確認書 3 及び申請書 3 の提出期限は令和 6 年 6 月 30 日とする。
- 3 第 2 項の提出期限を経過した確認書 3 ・申請書 3 の扱いについては、福祉局長が別に決定するものとする。

（物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の支給の決定）

第 27 条 神戸市長は、第 24 条の規定により確認書 3 又は申請書 3 を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者 3 に対し物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金を支給する。

（物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の申請が行われなかった場合等の取扱い）

第 28 条 申請・受給権者（第 25 条の受給にかかる代理人 3 含む）から第 24 条第 2 項の確認書等の申請期限までに第 24 条の規定による確認書 3 の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者 3 が物価高騰均等割のみ課税世帯支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 次の各号に定める場合は、令和 6 年 7 月 31 日をもって当該申請が取り下げられたものとみなす。
 - 一 本市が第 24 条により提出または申請された確認書 3 等の受け付けを行った後、誤記入や記入漏れ、添付書類の不備等、申請・受給権者（第 25 条の受給にかかる代理人 3 含む）の責に帰すべき事由により各種要件の充足が確認できず、本市が申請・受給権者に連絡・確認に努めた上でなお令和 6 年 7 月 31 日までに補正等が行われず、支給決

定に至らなかった場合

- 二 本市が第 27 条の支給の決定を行った後、確認書 3 等の不備による振込み不能等、申請・受給権者（第 25 条の受給にかかる代理人 3 含む）の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、本市が確認等に努めた上でなお令和 6 年 7 月 31 日までに補正等が行われず、支給できなかった場合

第 5 章 物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金

（物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の支給額）

第 29 条 次条の規定により、支給対象者に対して支給する暮らし支援臨時特別給付金（以下「物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金」という。）の金額は、基準日 2 において支給対象者 2 または支給対象者 3 と同一の世帯となっている 18 歳以下の児童（平成 17 年 4 月 2 日生まれ以降の児童。）（以下、「18 歳以下の児童」という。） 1 人あたり 50 千円とする。なお、基準日以降に出生した児童については神戸市長が別で定めるものとする。

- 2 前項にかかわらず、神戸市長が基準日 2 において 18 歳以下の児童を扶養していると認めた場合、当該児童分も支給額算定となる児童数に含むことができる。
- 3 前項までの規定にかかわらず、支給対象者となる世帯主自身が 18 歳以下の児童である場合、当該世帯主は支給額の算定となる児童数には含まないものとする。

（物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の支給対象者）

第 30 条 支給対象者 2 または支給対象者 3 のうち、18 歳以下の児童が同一世帯となっている世帯の世帯主とする。

- 2 同一世帯でない 18 歳以下の児童について、生計が同一であると判断できる場合は、当該児童を含む世帯を同一世帯と取り扱うものとする。

なお、同一世帯と判断するにあたり、申請・受給権者は申立書（以下「申立書 1」という。）を提出することにより、扶養の事実を証するものとする。申立書 1 の様式については福祉局長が別で定める。

（物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の申請・受給権者）

第 31 条 物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の申請・受給権者は、前条で規定する世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日 2 以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記 1 および 2 のとおりとする。

（物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の申請の方式）

第 32 条 物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の支給を受けようとする者

は、確認書（以下、非課税世帯向けの確認書を「確認書4」、均等割のみ課税世帯向けの確認書を「確認書5」という。）の提出又は申請書（以下、非課税世帯向けの申請書を「申請書4」、均等割のみ課税世帯向けの申請書を「申請書5」という。）による申請により行う。確認書4・5及び申請書4・5等の様式については福祉局長が別で定める。

- 2 確認書4・5の提出及び申請書4・5による申請は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお、第2号に掲げる申請方式は、申請・受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。
 - 一 郵送申請方式 申請・受給権者が確認書4・5又は申請書4・5を郵送により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 二 現金受領方式 申請・受給権者が確認書4・5又は申請書4・5を郵送により神戸市に提出し、神戸市が現金を交付することにより支給する方式
 - 三 電子申請方式 申請・受給権者が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。）により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 四 その他神戸市長が定める方式
- 3 申請書4・5によって物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の申請をする場合、申請・受給権者は、公的身分証明書の写し等を提出することにより、申請・受給権者本人による申請であることを証する。

（物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金を代理受給できる者の範囲）

第33条 申請・受給権者に代わり、前条の規定による確認書4・5の提出又は支給の申請により代理受給を行うことのできる者（以下、「代理人4」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 基準日2時点での申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者
 - 二 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
 - 三 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で神戸市長が特に認める者
- 2 代理人4が物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の確認書4・5又は申請書4・5の提出をする場合、神戸市は、申請・受給権者本人の確認書類に加え、代理人4が当該代理人4本人であることを確認するために公的身分証明書の写し等の提出を求めることとする。
 - 3 神戸市は、代理人4が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により代理権を確認する。また、同項第2号及び第3号の者にあつては、必要に応じて、代理人4に対し、申請・受給権者と当該代理人4の関係を示す書類の提出を求め、それに基づいて代理権を確認するものとする。市長は、当該代理人4の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

(物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の申請期限)

第 34 条 物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の申請受付開始日は、令和 6 年 3 月 11 日とする。

- 2 市民税低所得者のこども加算対象世帯への支給のうち、確認書 4・5 及び申請書 4・5 の提出期限は令和 6 年 6 月 30 日とする。
- 3 第 2 項の提出期限を超過した確認書 4・5 及び申請書 4・5 の扱いについては、福祉局長が別に決定するものとする。

(物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の支給の決定)

第 35 条 神戸市長は、第 32 条の規定により確認書 4・5 又は申請書 4・5 を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者 4 に対し物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金を支給する。

(物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 36 条 申請・受給権者（第 33 条の受給にかかる代理人 4 含む）から第 32 条第 2 項の確認書等の申請期限までに第 32 条の規定による確認書 4・5 の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者 4 が物価高騰低所得者のこども加算対象世帯支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 次の各号に定める場合は、令和 6 年 7 月 31 日をもって当該申請が取り下げられたものとみなす。
 - 一 本市が第 32 条により提出または申請された確認書 4・5 等の受け付けを行った後、誤記入や記入漏れ、添付書類の不備等、申請・受給権者（第 33 条の受給にかかる代理人 4 含む）の責に帰すべき事由により各種要件の充足が確認できず、本市が申請・受給権者に連絡・確認に努めた上でなお令和 6 年 7 月 31 日までに補正等が行われず、支給決定に至らなかった場合
 - 二 本市が第 35 条の支給の決定を行った後、確認書 4・5 等の不備による振込み不能等、申請・受給権者（第 33 条の受給にかかる代理人 4 含む）の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、本市が確認等に努めた上でなお令和 6 年 7 月 31 日までに補正等が行われず、支給できなかった場合

第 6 章 物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金

(物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の支給額)

第 37 条 次条の規定により支給対象者に対して支給する暮らし支援臨時特別給付金（以下「物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金」という。）の金額は、1 世帯あたり 100 千円とする。

- 2 前項の世帯と同一の世帯となっている 18 歳以下の児童（平成 18 年 4 月 2 日生まれ以降、令和 6 年 9 月 11 日までに生まれた児童。）（以下、「18 歳以下の児童 2」という。）1 人あたり 50 千円が加算される。（以下、「こども加算」という。）
- 3 前項の児童数の算定において、次の各号のとおり、取り扱うものとする。

- 一 神戸市長が令和6年6月3日（以下「基準日3」という。）において18歳以下の児童2を扶養していると認めた場合、当該児童分もこども加算の支給額算定となる児童数に含めることができる。
- 二 支給対象者となる世帯主自身が18歳以下の児童2である場合、当該世帯主はこども加算の支給額算定となる児童数には含まないものとする。
- 三 第30条の規定は準用する。

（物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の支給対象者）

第38条 物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の支給対象者（以下「支給対象者4」という。）は、「基準日3」において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳に記録されている者（基準日3以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日3において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日3の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次項に規定する対象世帯の世帯主とする。

- 2 対象世帯は、基準日3における世帯のうち、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の「所得割が課されていない者」のみで構成される世帯とする。なお、市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割または所得割を全額免除された者である世帯も対象とする。
- 3 第3章または第4章に定める給付金の対象となった世帯は、本給付金の支給要件を満たさないものとする。
- 4 前項までの規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税所得割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。
- 5 こども加算は支給対象者4のうち、18歳以下の児童が同一世帯となっている世帯の世帯主が受給することができる。なお、同一世帯でない18歳以下の児童について、申請・受給権者が扶養の事実を証明する申立書（以下「申立書2」という。）を提出し、神戸市が生計同一であると判断できる場合は同一世帯として取り扱うことができる。申立書2の様式については福祉局長が別で定める。

（物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の申請・受給権者）

第39条 物価高騰非課税世帯等支援給付金の申請・受給権者は、第38条で支給対象者4として規定する世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日3以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和

35 年法律第 37 号) 及び老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記 1 および 2 のとおりとする。

(物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の申請の方式)

第 40 条 物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の支給を受けようとする者は、確認書 (以下「確認書 6」という。) の提出又は申請書 (以下「申請書 6」という。) による申請により行う。確認書 6 及び申請書 6 等の様式については福祉局長が別で定める。

2 確認書 6 の提出及び申請書 6 による申請は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお、第 2 号に掲げる申請方式は、申請・受給権者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第 1 号による支給が困難な場合に限り行う。

一 郵送申請方式 申請・受給権者が確認書 6 又は申請書 6 を郵送により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

二 現金受領方式 申請・受給権者が確認書 6 又は申請書 6 を郵送により神戸市に提出し、神戸市が現金を交付することにより支給する方式

三 電子申請方式 申請・受給権者が電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。) により神戸市に提出し、神戸市が申請・受給権者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

四 その他神戸市長が定める方式

3 申請書 6 によって物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の申請をする場合、申請・受給権者は、公的身分証明書の写し等を提出することにより、申請・受給権者本人による申請であることを証する。

(物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金を代理受給できる者の範囲)

第 41 条 申請・受給権者に代わり、前条の規定による確認書 6 の提出又は支給の申請により代理受給を行うことのできる者 (以下、「代理人 5」という。) は、次の各号に掲げる者とする。

一 基準日 3 時点での申請・受給権者の属する世帯の世帯構成者

二 法定代理人 (親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

三 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で神戸市長が特に認める者

2 代理人 5 が確認書 6 または申請書 6 の提出をする場合、神戸市は、申請・受給権者本人の確認書類に加え、代理人 5 が当該代理人 5 本人であることを確認するために公的身分証明書の写し等の提出を求めることとする。

3 神戸市は、代理人 5 について、以下のとおり代理権を確認する。なお、市長は、当該代理人 5 の本人確認ができなかった場合又は本人と代理申請・受給する者との間の代理関係

を確認できなかった場合には、申請を受け付けないものとする。

- 一 第1項第1号の者は住民基本台帳で確認する。
- 二 同項第2号及び第3号の者は当該代理人5の関係を示す書類の提出を求める。

(物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の申請期限)

第42条 物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の申請受付開始日は、令和6年7月2日とする。

- 2 物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の確認書6および申請書6の提出期限は令和6年9月11日とする。
- 3 第2項の提出期限を経過した確認書6・申請書6の扱いについては、福祉局長が別に決定するものとする。

(物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の支給の決定)

第43条 神戸市長は、第40条の規定により確認書6又は申請書6を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者6に対し物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金を支給する。

(物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第44条 申請・受給権者(第41条の受給にかかる代理人5含む)から第42条第2項の確認書等の申請期限までに第40条の規定による確認書6の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者4が物価高騰新たに非課税世帯等となる世帯への支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 次の各号に定める場合は、令和6年9月30日をもって当該申請が取り下げられたものとみなす。
 - 一 本市が第40条により提出または申請された確認書6等の受け付けを行った後、誤記入や記入漏れ、添付書類の不備等、申請・受給権者(第41条の受給にかかる代理人5含む)の責に帰すべき事由により各種要件の充足が確認できず、本市が申請・受給権者に連絡・確認に努めた上でなお令和6年9月30日までに補正等が行われず、支給決定に至らなかった場合
 - 二 本市が第43条の支給の決定を行った後、確認書6等の不備による振込み不能等、申請・受給権者(第41条の受給にかかる代理人5含む)の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合において、本市が確認等に努めた上でなお令和6年9月30日までに補正等が行われず、支給できなかった場合

第7章 雑則

(委任)

第52条 この要綱の実施のために必要な事項は、福祉局長が別に定める。

(その他法令との関係)

第53条 この要綱および前条の規定によって福祉局長が別に定めるもののほか、市と申請・受給権者が締結する神戸市暮らし支援臨時特別給付金にかかる贈与契約その他これに関する事項に関しては、民法その他関係法令の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別記1（第7・15・23・31・39条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日1・2・3時点で申出者が神戸市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の暮らし支援臨時特別給付金については、神戸市から支給する。

- ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日1・2・3において神戸市に住民票を移していない者
- ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

- ③ 基準日1・2・3の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。
- ④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（１）又は（２）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日１・２・３において、神戸市に住民基本台帳に記録されている者については、神戸市における申請・受給権者とする。ただし、神戸市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- （１）「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- （２）「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

3 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日 1・2・3 の翌日以降、神戸市において住民基本台帳に記録されたときは、神戸市における申請・受給権者とする。

4 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、基準日 1・2・3 時点において市内に居住実態があり自己又はその未成年の子等が無戸籍であると神戸市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを神戸市長が相当と認めるときは、神戸市における申請・受給権者とする。

別記 2

1 措置入所等児童の取扱い（第 7・15・23・39 条関係）基準日 1・2・3 において、以下の（1）から（6）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日 1・2・3 時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日 1・2・3 時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（6）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、神戸市における申請・受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 373 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2 月以内の期間

を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

2 措置入所児童の取扱い（第31条関係） 以下の（1）または（2）に該当する18歳以下の児童と生計が同一であると判断できる場合は、当該世帯の世帯主を神戸市における申請・受給権者とすることができる。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）